

点呼支援機器導入助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）が輸送の安全確保の根幹をなす運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、ITを活用した遠隔地における点呼機器、遠隔点呼機器、自動点呼機器

（下線以下「機器」という。）を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対し、その支援をするため導入費の一部に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条

助成対象は、助成対象期間内に機器を新たに愛知県内の事業所において導入した事業者とし、中小事業者（中小企業基本法による中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人））とする。

2 申請機器の上限は、愛知県内の認可事業所ごとに1台のみとする。

(助成対象期間)

第3条

助成対象期間は、令和6年4月1日から令和6年12月13日までとする。

2 対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(助成対象機器)

第4条

助成対象機器は、次のとおりとする。

(1) ITを活用した遠隔地における点呼機器

国土交通大臣が認定した機器（「当該年度及び当該前年度 過労運転防止認定機器一覧」の「ITを活用した遠隔地における点呼機器」）とし、愛ト協が実施する他の助成制度の併用は不可とする。

(2) 遠隔点呼機器

国土交通大臣が認定した機器（「当該年度及び当該前年度 過労運転防止認定機器一覧」の「遠隔点呼機器」）とし、愛ト協が実施する他の助成制度の併用は不可とする。

(3) 自動点呼機器

国土交通大臣が認定した機器（「当該年度及び当該前年度 過労運転防止認定機器一覧」の「業務後自動点呼機器」）とし、愛ト協が実施する他の助成制度の併用は不可とする。

（助成金額）

第5条

機器1台当たりの助成金額は、次のとおりとする。

但し、対象経費が助成金額を下回る場合は、百円単位を切り捨てた金額とする。

- （1）ITを活用した遠隔地における点呼機器 10万円
- （2）遠隔点呼機器 10万円
- （3）自動点呼機器 10万円

（助成対象経費）

第6条

助成対象経費は、次のとおりとする。

- （1）点呼支援機器の種別毎の導入費用（機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップを含む。）

（助成対象外経費）

第7条

助成対象外経費は、次のとおり（以下一例）とする。

- （1）消費税

（助成金の申請）

第8条

機器の導入が完了した会員事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

【共通の書類】

- （1）点呼支援機器導入助成金交付申請書（様式1）
- （2）点呼支援機器導入一覧（様式2）
- （3）助成対象経費に係る請求書の写し
- （4）助成対象経費に係る領収書の写し
- （5）中小企業者であることが確認できる書類（貨物自動車運送事業報告規則第二条に定める事業概況報告書（第1号様式）等）の写し
- （6）入金口座登録書（既に提出済の場合は不要、登録内容が不明の場合は提出）

【IT点呼・遠隔地IT点呼機器の必要書類】

- （1）愛知運輸支局の押印があるIT点呼・遠隔地IT点呼に係る報告書の写し

【遠隔点呼機器の必要書類】

(1) 愛知運輸支局の押印がある遠隔点呼の実施に係る届出書の写し

【自動点呼機器の必要書類】

(1) 愛知運輸支局の押印がある乗務後自動点呼の実施に係る届出書の写し

(2) 契約書またはサービス利用申込の写し

(3) 機器の管理No. (シリアルナンバー) が記載された書類等の写し

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の書類の提出を求める場合がある。

(提出書類の要件)

第9条

前条に定める提出書類は、次の要件を満たすものとする。

(1) 請求書及び領収書の発行日は、助成対象期間内であること。

(2) 請求書及び領収書に記載された金額は、原則として合致していること。

(3) 請求書及び領収書に以下の項目が明記されていること。

- ・助成対象機器の型式
- ・助成対象機器の台数
- ・助成対象機器の単価

(助成金の支払い)

第10条

愛ト協は、第8条による申請を受け、その内容が適当と認めるときは、助成金の支払いを決定する。

(助成金の交付)

第11条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

但し、国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することがある。

(助成金の返還等)

第12条

愛ト協は、事業者が次の各号の何れかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 愛ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

3 事業者は、第1項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(助成対象機器処分の制限)

第13条

事業者は、助成対象となった機器導入後1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用又は担保の用に供する等いかなる処分もしてはならない。

但し、予め愛ト協の了承を得た場合はこの限りではない。

(事業に関する報告等)

第14条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告等を求めることができるものとする。

(管理台帳等の作成・保管)

第15条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(雑則)

第16条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から実施する。

令和6年3月21日 常任理事会にて一部変更